

平成28年3月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

平成28年3月11日 金曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山	口	栄	治
書 記	小	林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山	口	文	夫
副 町 長	山	口	誠	実
教 育 長	古	賀	信	雄
総務課 長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉	克	己
企画財政課 長	大	川	豊	文
地域政策課 長	野	上	英	了
税 務 課 長	中	尾		剛
健康推進課 長	成	富	浩	樹
会 計 課 長	三	岳		昭
住民福祉課 長	山	中	美 由	紀
農林水産課 長 兼農業委員会事務局長	太	田	啓	寛
建 設 課 長	照	本	茂	法
ダム対策室 長	福	田	多	肥
水 道 課 長	廣	田	洋	一
教 育 次 長	吉	永	文	典
行 政 係 長	荒	木	俊	行

議事日程

- 第 1 議案第 19 号 平成 2 8 年度川棚町一般会計予算
- 第 2 議案第 20 号 平成 2 8 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 21 号 平成 2 8 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第 22 号 平成 2 8 年度川棚町介護保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第 23 号 平成 2 8 年度川棚町観光施設事業特別会計予算
- 第 6 議案第 24 号 平成 2 8 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算
- 第 7 議案第 25 号 平成 2 8 年度川棚町水道事業会計予算

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

ここで、企画財政課長、水道課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。まず、企画財政課長。

企画財政課長 おはようございます。昨日、一般会計予算書におきまして、第2表債務負担行為の表において、川棚町立学校給食センター食器等洗浄機更新という事項について、この川棚町立学校給食センターとあるのは、予算書の10款教育費、7項にあります学校給食共同調理場費にあります、この学校給食共同調理場という表現が正しいのではないかというご指摘を山口議員からいただいております。このことについてご説明いたします。

川棚町立学校給食センターは、川棚町立学校給食共同調理場設置に関する条例の第2条設置において、こう表現されております。

本町に学校給食法に基づく学校給食を実施するため、次の施設を設置する。とありまして、名称が川棚町立学校給食センター、位置として川棚町下組郷2095番地17と規定されているものであり、通称といった位置づけではなく、川棚町立学校給食センターは当該公の施設の正式名称として位置付けられているものでございます。この点において、昨日の説明においては、この設置に関する条例の第1条目的だけの説明でありまして、そのへん説明不足でありました。したがって、今回、平成28年度一般会計予算書の6ページの第2表債務負担行為におきまして、事項として記載した川棚町立学校給食センター食器等洗浄機更新は、更新を行う食器等洗浄機の設置場所を指す表現として、適正なものであると判断をしております。

また、一般会計予算書の歳出において、学校給食の関係予算は、従来から10款教育費、7項学校給食共同調理場費において計上しているものでありますが、これは予算編成上の款並びに項は、予算の目的別を明らかにするものであり、項の下には、さらに目的を細分化した目があるものであります。このようなことから、債務負担行為において事項の内容を具体的に表現する場合には、当該食器等洗浄機の設置場所を分かりやすく具体的に示す方法として、当該施設名を使用することが適当であり、歳出予算の目的別に区分し

た7項学校給食共同調理場費との整合性を図る必要はないものと判断をしております。以上が、昨日の債務負担行為の事項についての説明でございます。

そして、重ね重ね大変申し訳ありませんが、また、訂正のお願いがございます。

昨日、この債務負担行為の表におきまして、当初印刷では学校給食センター調理洗浄機更新とありましたのを、調理の字を食器等に改めていただいております。この箇所がもう一カ所ございました。予算書の177ページをお開きいただきたいと思います。こちらが債務負担行為の支出予定額に関する調書であります。この表の一番下でございます。こちらでも川棚町立学校給食センター調理洗浄機更新と誤って記載をしておりました。この調理の文字を食器等の3文字に改めていただきますようお願いいたします。重ね重ねの訂正で大変ご迷惑をおかけして申し訳ございません。改めてお詫び申し上げます。

議 長 次に、水道課長。

水道課長 それでは、私の方から昨日ご説明をさせていただきました議案第24号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」の議案につきまして、一部誤りがありましたので訂正をお願い申し上げます。それでは予算書の335ページをお開きください。

この議案書の第2条地方債について明記している部分でございますが、この第2条の3行目、鍵括弧書きで第3表地方債による、としておりますが、この第3表が誤りで、第2表、数字の3を2に訂正をお願いしたいと思います。

なお、併せまして、予算書の338ページに、ここに第3表地方債ということで、ここに表を掲げておりますが、この第3表を第2表、数字の3を2に訂正をお願い申し上げます。

重ねて、昨日配布いたしまして説明しました予算説明書、薄い方の予算説明書です。予算説明書の1ページに、冒頭から公共下水道事業の事業内容等について列記をさせていただいておりますが、その下から3行目、なお、平成27年度から着手しました、と表現しているところでございます。これの3行目の一番右側に括弧書きで始まっております債務負担行為として、27

年度から29年度の3カ年というふうに表記しておりますが、ここにつきましては事業が27年から29年度の3カ年であります。債務負担行為としては、28年度、29年度の2カ年の債務負担行為でありますので、ここを債務負担行為として、という部分を削除いただいて、括弧書き27年度から29年度の3カ年で、委託料総額1,800万円というふうにご訂正をお願いいたします。

それでは続きまして3ページをお願いいたします。3ページの一番上、1目一般会計繰入金は、としている部分の下に表がございます。その下の表の26年度の合計に誤りがありました。3億2,268万2千円を、3億1,498万円に訂正をお願いいたします。

最後でございますが、5ページをお願いいたします。5ページの一番上の行でございますが、これは前ページ、4ページの一番最後の行と文書が重なっておりましたので、5ページの一番上の行、査、業務云々最後にと、とありますが、この一番上の行を削除していただければと思います。

以上でございます。大変、訂正失礼いたしました。お詫びを申し上げて訂正させていただきたいと思っております。

議 長 それでは、日程第1、議案第19号「平成28年度川棚町一般会計予算」から、日程第7、議案第25号「平成28年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております各会計予算につきましては、昨日の説明に引き続き議事を続けます。

これから質疑を行います。この質疑については予算審査特別委員会への付託を控えての質疑でありますので、政策的なもの、あるいは総括的なものとなるよう、各議員のご協力をお願いいたします。

議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに分けて質疑を行います。なお、川棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は一議題につき3回までとの原則ですが、会計ごと3回までの質疑を許可する議事運営とさせていただきます。それでは質疑を行います。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 6番堀田です。119ページの保健衛生費の2項母子保健事

業費、特定不妊治療費の助成についてお尋ねをいたします。これは特定ですので、保険適用がないものだけに限り、たぶん適用されるんだらうと思うんですけども、一人頭いくらの金額になるのか。あるいは対象年齢は何歳までになるのか、あるいは人工授精をされる方もいらっしゃると思いますけれども、人工授精は保険適用内でございますけど、それも該当するのかお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは堀田議員のご質問にお答えいたします。

28年度の新規事業として、特定不妊治療助成事業というのを構築するよう考えております。その目的としましては、特定不妊治療を受ける者の経済的負担の軽減を図ると。それから、不妊治療を受けやすい環境の整備を図る。そういった目的で構築したいと考えております。対象としましては、長崎県の特定不妊治療支援事業というのがありまして、その規定により助成を受けている者という条件で対象者をしたいたいと思っております。その県の方の対象範囲になりますけれども、対象年齢が43歳未満、それから年間助成回数は限度はありません。ただし、通算助成回数が初回40歳未満の方は通算6回、初回43歳未満の方は通算3回、通算助成期間が限度なしと。こういった制度が長崎県の方で対象としてされておりますので、本町もこれに沿った条件をしていきたいと考えております。

それから助成の金額ですけれども、この対象となる治療が、体外受精、顕微授精となっております。助成の金額につきましては、1回特定不妊治療につき10万円、それから凍結胚移植については5万円ということを考えております。顕微授精というのは、顕微鏡を使い、卵子と精子を確認しながら卵子の中に微細な針を刺し、精子を注入すると。それから凍結胚移植というのは、採卵、採精した卵子と精子を受精させ、その受精卵をいったん凍結して、次の周期からそれ以降の周期に融解させて子宮に戻すという治療ということですので。以上です。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 1 1 番小田です。予算書では75ページになるかと思えます。説明書では7ページ。町長の説明書では14ページになると思えますけれども、旧白石保育所跡地の売却などについてお尋ねします。

若者向けの定住促進として、売却、分譲とのことをございますけれども、この売却、分譲にあたってですね、若者向けというふうなことで年齢の制限や購入条件などはどのようになっているかということとですね、売却、分譲にあたっての窓口ですね、窓口をどこにされるのか。併せて、東白石自治会区域にありますので、自治会への加入を条件として販売をされるのかということですね。もう一件ですね、予算書では103ページになります。移住・定住促進事業費についてですけども、分譲後の住宅取得に対する補助というふうに説明を受けましたけれども、その補助の内容をですね、どういうものに補助をされるのかというのをお尋ねいたします。以上です。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 小田議員のご質問にお答えいたします。若者定住・促進宅地分譲事業にかかるご質問でございます。

この事業の目的としましては、町外からの子育て世帯の若者の移住を促進するために町有地を若者向け宅地として分譲する事業でございます。お尋ねの分譲に当たりましての対象者ですね、年齢につきましては、20歳以上40歳以下というふうに考えております。

それから購入条件でございますが、まず、移住後のことなんですけれども、地区自治会に加入し、積極的に地区行事に参加することというのを条件にしております。それから、分譲、購入後、1年以内に宅地建築に着手すること。あともう一つ、譲渡された日からは10年間は第三者に貸与または譲渡しないこと。そういうのを条件にしております。

窓口でございますが、窓口は地域政策課の方でこの事業を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 103ページの住宅補助についてご説明いたします。

移住・定住促進事業の19節負担金として339万円計上しておりますが、このうちの300万円がこの白石保育所跡地の若者定住促進分譲住宅における、そこにおいて新築をした場合の住宅取得に対する補助でございます。

分譲地が6区画と予定されておりますので、1区画につき新築に対し50万円ということで、制度を設けるとしております。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 トータル的に町長にお尋ねしたいんですが、昨日の予算説明書の中の7ページでですね、いわゆる国保とかいろんな上組西部線、基幹農道、それにあいまってですね、まち・ひと・しごと総合戦略においての多額の出費があるということで基金の取り崩しを行ったと。この傾向は、来年度から4年間にわたって実施されるわけですが、その傾向は4年間続くと考えているのかですね、それは結果的にほかの政策事業がいくらか圧迫される可能性があるんですけども、その事業をどこらへんをですね、いわゆる絞り込んで、いわゆるまち・ひと・しごと総合戦略の分を進めていこうとする考えなのかですね、トータルな説明で結構ですので、町長の方から答弁をお願いしたい。

議 長 町長。

町 長 山口議員のご質問にお答えいたします。ご承知のように、わが国は2008年、平成20年をピークに人口が減少いたしております。これは、川棚町も例外ではございませんで、社人研の報告に基づいた県の推計によりますと、2060年には8,360人に減少するということで、地方の衰退というのが懸念される。しかし一方では、今年も発表がありましたように、東京を中心とした都市部への人口の集中は進んでおります。そういったことから、わが国の人口減少に歯止めをかけて、そして地方の東京への一極集中を是正し、そして地方の活性化を図るということで、まち・ひと・しごと創生総合戦略がそれぞれの市町村で策定をされております。川棚町におきましても、皆様方御承知のように、この総合戦略では36の事業を掲げているわけでございます。そして、36の事業については、基本的には当初は国が100%交付金を交付しようということでスタートしたわけでございますけれども、ふたを開けてみたら100%のものもありますし、あるいは28年度に取組むやつは2分の1の町単独の持ち出しが予定をされております。そして、そういった町の持ち出しをして、この事業を進めていかなければということで、今からは考えております。町の財源というのは、不足すれば基金を取り崩して活用するというので考えてはおりますけれども、それを基金残高も限られておりますので、最低限の基金は緊急事態を想定して蓄えておかなければいけませんので、この基金取り崩しにも限度がございます。

す。したがいまして、こういった今後の財政状況の見通しを考えながら、どこまでこの36の事業を取組んでいけるかということは、今後の大きな課題でございます。しかし一方では、先ほど言いましたように、人口減少にいかにして歯止めをかけるかということは一番今川棚町の大きな課題でもありますので、まずは子育て支援、いわゆる結婚、妊娠、出産、そして育児、あるいは学校教育、そういったものを、まずは一生懸命手がけていかなければならないだろうということで、平成28年度においては、そういった事業を主に取組んでおります。そして、昨日もちょっと答弁をいたしましたように、この国から示された事業については、当初はハード事業も含めて認めるような話がされておりましたけれども、ふたを開けてみたらハード事業については2分の1までは認めるとか、あるいは給付型については交付金の対象としないとか、こういった条件が少しずつ変わってきております。そこで大変、36の事業を取組んでみようと思ったけれども、現状ではなかなか厳しいところがございます。そこで、いろんな事業を組みあわせて、ソフトとハードとうまく交付金に載せるような、そういった工夫もしながら、例えば今、先ほど小田議員から質問がありました若者向けの宅地分譲の件についても、少しはハード事業も認められるということから、水道の配水管布設工事だけをそこにのせて、そして交付金の対象にしてもらうというような、そういった工夫もしているところでございます。そういった中で、議員の質問にお答えをするわけでございますけれども、できれば36事業、あと4年間の期間で手掛けていきたいと思っておりますけれども、そこは先ほど言いました基金残高、基金の繰り入れをどこまでできるかということ判断しながら、他のこれまでの事業を圧迫しないようなかたちで進めていきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、いろんな機会にそういった状況の説明を議会にもしながら、こういった地方創生についての取組みをしていきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 予算書のですね19ページ、入湯税のことでちょっとお尋ねしたいんですが、くじゃく荘の分の宿泊の分が年間1万2千人を見込んでありまして、これを去年の予算書を見たら年間1万人と見込んでありました。

今年度は2割増を見込んであるわけですが、2割増が見込めるだけの何か根拠となるようなものがあるのでしょうかというのが一点ですね。

私がよく理解できないので質問するわけですが、説明書の9ページの真ん中に、2款総務費で3目の財政管理費についての説明がありますが、これの3行目、なお28年度からふるさと応援寄附金の包括委託にかかる経費を新たに計上しています、とありますが、ふるさと応援寄附金の包括委託というのがどういうものなのかよく分からないので説明をお願いしたいと思います。

併せて、包括委託をすることによって、どのような経費が新たに発生するのかですね、そこも含めてお願いしたいと思います。

もう一点、予算書の99ページ、地域づくり事業費の中の細目の4結婚新生活支援事業費というのがあります。説明書では、新婚世帯の住居費等の支援というふうにありますけれども、支援の具体的な内容がどういうものなのか、例えば金額的なこととか、支援の期間とか、町外からの転入者とかということに特に限ったりするのか、限らないのか、そこらへんの説明をお願いしたいと思います。

議 _____ **長** 税務課長。

税 務 課 長 くじゃく荘の宿泊客数につきましてご質問いただきましたのでお答えします。

これにつきましては、一昨年 of 国体等のイベントが終了しているわけですが、その後の今年度 of 入場状況等も踏まえまして、このような数字で今回試算をしているところでございます。特に、大きな部分での確たる部分での根拠はありませんが、営業努力にも期待をいたしまして、この計上をいたしております。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、ふるさと応援寄附金に対する包括委託についてご説明をいたします。

このふるさと納税につきましては、ご承知のように長崎県においては平戸市あるいは佐世保市、こういったところで非常に大きな成果を上げているという状況があります。こうした団体における状況につきましてはですね、このふるさと納税について、包括的に専門業者に委託をするという方法がとら

れております。それにつきましては、まず、ふるさと納税のPR、返礼品の品揃え、そしてふるさと納税に関する決済ですね、特にクレジット決済です。そして、寄附者の希望により返礼品の発注、そして配達、そういった手続きがございますが、これを包括的に専門業者に委託するという方法でございます。現在、本町においては職員対応でやっておりますが、その流れを若干説明いたしますと、まず、寄附者から申し出があります。これはFAXあるいはインターネットにより、主にはインターネット、メールで寄附の申し出があります。そうした場合、その寄附者に対して納付用紙をお送りして、そしてさらに納付の確認をされたら返礼品について問い合わせをして、その発注をして送るという、そういう手順を踏んでおりますが、これがそうした先進地に比べて非常に不便であるということがあります。納税者に対して不便をおかけするとともに、非常に時間をとってしまうわけですね。そして現在、クレジット決済、要はインターネットでクリック操作をやると発注までできてしまうというのが非常に便利であるということでもありますので、そうしたことを専門業者の方に包括委託をして行いたいということで考えておりました、これによって本町においてもふるさと納税の拡大を図っていきたいと、このように考えているものでございます。

そして、経費面でございますが、予算書の97ページをお開きいただきたいと思っております。

これは3目財政管理費の中に予算計上としまして12節役務費、これがいわゆるその専門業者に対する手数料という予算を今回設けております。これは契約などの初期費用、そして月額の利用料などがありますが、そうしたものがおおよそ5万円と予定しております。

そして、決済に対する手数料、これはクレジット決済、これは代行業者が寄附者からの納税を決済で全部集約して、月に1回ないし2回程度本町に振り込むという手続きですが、決済の代行を行います。これが寄附額の1%ということで必要になってまいります。当初予算では、この額を現時点では当初目標としましては、寄付総額の500万円のうち10万円を名目としておりますので、残り490万円の1%プラス消費税といったことで、これが約5万円でございます。その運行代行手数料というものがあります。これは寄附額に対しまして8%を要しまして、これが42万円ほどかかります。これ

が運営にかかる代行手数料でございます。そして次に、13節でも設けております。これはこの寄附の返礼代の代金でございます。これはおおよそあくまで寄附額によって返礼品の額は増減しますが、一口当たり5千円の490件という見方で245万円を計上しているものでございます。このことにつきましては、本町においても寄附、いわゆるふるさと納税には拡大を図っていきたく、このように考えておりますので、当初予定では額にして490万円というベースでスタートしておりますが、これは寄附額は伸びなどが出ましたら補正において対応させていただきたいと思っておりますので、その分についてもご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 高以良議員のご質問にお答えいたします。

結婚新生活支援事業費補助金についてのお尋ねでございます。予算書の98、99ページになります。

この事業につきましては、国の平成27年度の補正予算による事業でございます。目的につきましては国の調査におきまして、結婚に踏み切れない要因が経済的理由であるということから、新規に結婚した低所得者を対象に新居の住居費、引っ越し費用を補助するというものでございます。期間でございますが、国も補正予算で繰越ということをご想定しておりますので、4月1日から来年の3月31日までに結婚された方が対象ということになります。

補助額ですが、18万円を限度に補助するということになっております。ただし、この補助につきましては、国が4分の3補助ということになりますので、4分の1が町の補助ということになります。

それから町内、町外の方の関係なんですけれども、結婚されて町外から町内に来られた方についても対象になります。また、町内で結婚されて住居費、引っ越し費が発生した方も対象になるということでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 基礎的なことですが、予算書の6ページの、先ほどから説明がっております債務負担行為についてですけれども、学校給食センターの食器等洗浄機更新が平成29年度から34年度までとなっておりますので、

当然、この28年度予算にはリース代などは計上されていないわけですが、その要するに、29年度からの債務負担行為というものを28年度予算に計上されていることの意味を説明をお願いいたします。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 お答えします。給食センターの食器等洗浄機の更新事業なんですが、28年度からの6年間のリースということで、28年度も給食費のところに使用料としてとっております。導入がですね、夏休み、どうしても夏休み期間中になります。9月からの分を使用料及び賃借料の方で計上しております、その残りの分について、残り6年と端数がありますけど、その分を債務負担で計上しているということになります。以上です。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 債務負担行為について補足をいたします。先ほど教育次長がご説明しましたように、今回の食器等洗浄機更新は夏休みに工事を行いました、9月からリースが開始するというので、その分の7か月分のリース料を計上しております。このリースにつきましては、耐用年数等によりまして6年間の償却期間ということで、72月となっております。したがって、平成29年度から34年度までにつきましては、残り65月分、これを将来的にこのような債務を抱えてしまいますよということで、議会にもご決定をしていただきたいということで、この第2表に掲げているものでございます。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 1番山口でございますが、予算書でいけば135ページです。説明書でいけば14ページになりますが、説明書の方でいきますが、28年度から長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金を活用した、かわたな発見・巡る旅整備プロジェクト事業に取り組むとございますが、この具体的な中身とですね、これ平成28年度からとなっておりますので、28年度から何年間なのか、それとも28年度の単年度だけなのかですね、その点についてお尋ねいたします。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 山口議員のご質問にお答えいたします。

かわたな発見・巡る旅整備プロジェクトの件のご質問でございます。この

事業の目的としましては、新規の事業でございますが、町内観光施設の整備や観光情報発信の強化によりまして、県外からの誘客を図るということを目的としております。事業期間ですが、平成28年度から平成29年度、主な事業といたしましては、まず情報発信強化というふうなことで、W i - F i 環境で、W i - F i コンテンツの整備や、W i - F i スポットを設置したいというふうに考えております。

それから施設整備としましては、大崎海水浴場の栈敷の整備、それから片島公園の整備、それから大崎公園入口への案内看板の設置、これをしたいというふうに考えております。

平成28年度の事業についてなんですけれども、平成28年度につきましては、先ほども申しましたW i - F i コンテンツの作成ですね、それからW i - F i スポットの設置、それから先ほど片島公園とか、海水浴場の栈敷の工事の関係をお話ししたんですが、その設計ですね、これも平成28年に行いたいと思っております。その他には、特産品を使ったイベント等ですね、大崎自然公園の方で実施したいということを平成28年度は計画しているところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 今の課長の答弁に加えて、ちょっと私の方から補足説明をいたします。

実は、片島を都市公園として今管理をしているわけでございますけれども、これまで整備をせずにそのままの状態で見てもらおうという当初の想いがあったわけでございますけれども、現実には多くの皆さん方が土曜、日曜おいでになりますので、最低限の整備は必要だろうということで考えておまして、議会の方からもそういったご意見をたくさんいただいたところであります。

そういった中で、町単独で整備するのは大変だろうということで、何か補助事業はないだろうかということで、これまで模索をしてきておりました。そういった中で平成26年度になって長崎県元気な観光地応援事業というのを県の方で制度を作っていただきまして、それに対する募集というのがありまして、それに川棚町も応募をしたわけでありまして、そういった中で、南島原と川棚町と応募があったわけですが、南島原市の事業については、ほぼ県

のそういった要綱に沿っているということで採択が濃厚になったわけです。そこで川棚町は、片島の整備だけではちょっと取り上げることが難しいという話になりまして、私が直接当時の観光担当課長に直談判いたしまして、何とか川棚町の片島公園の整備についても、この事業に取り入れてくれということで話をしまして、部長等々も協議をして、まずは受けてみましょうということになりまして、川棚町の申請も受け付けてもらうようになりました。そういった中で、やはりもう少し趣向をこらして大崎公園との連携、あるいはハウステンボスとの連携、そういったものの連携を図る中で片島公園の整備をしたらどうかと。あるいは、後でできても、海水浴場の栈敷の整備、そういったこともしたらどうかということで、この事業が条件付きで採択をされましたので、そして28年度、29年度、2カ年で取り組むことができるようになったわけでありまして。そこで、事業内容については先ほど課長が説明したとおりでありますけれども、県でも財源が厳しいわけでありまして、川棚町が要求したとおりの予算が付くかは微妙でございます。そういったことで、28年度は今予算計上している状況で進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 13番村井です。今の説明でちょっと安心をしております。

実は、予算書を見ても片島のことは全然出ていなかったのも逆にそこをちょっと聞こうかなと思っておりましてけれども、今の説明だと、その発見・巡る旅整備プロジェクトの中に片島の分もということで説明がありましたけれども、もうみなさんご存じのように、いいタイミングであるし、キーポイントになるのではないかと考えております。そういうことも含めて、今の説明だと、ハウステンボスの企画、そういったことの連携ということでしたけれども、この片島公園はハード面では何か予定というのがあるんですか。それとは別に本町独自の公園計画で、園内通路、トイレ、防護柵、東屋、そういったのは計画は進めておられるのかと思うんですけれども、ご存じのように、今年もまた民間の方が11月に竹灯籠祭りを開催するということが決定されたと聞いておりますので、若干でもハード面で手を入れられることができるのかお尋ねをいたします。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 先ほどのご質問のときにもお答えしたんですが、片島公園の整備につきましては、平成28年度は検討して、29年度に整備を行うという考え方を持っております。それと、整備に当たりましては、村井議員の方からちょっとおっしゃられたんですけれども、川棚公園整備計画というのがございますので、まずこれを基本にして平成28年度検討したうえで29年度整備の方を行いたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 今のに関連してですね、先ほど町長の方からの説明では、これまでですね、都市公園として今のままで保存をしていくという考え方もともとは示されておったと。そういったことで考え方が変わってきたなという思いがしておりまして、先ほど村井議員は、安心したと言われたんですが、私は逆にですね、中途半端なかたちでですね整備はしてほしくないなという気もするんですね。やはりこれは29年度までの事業とおっしゃっておりますが、中身的には今から示されるんじゃないかと思うんですが、中身的にちょこっと金かけて、それで終わってしまったと。先ほど村井議員も言われたように、大崎とのリンクとかですね、町全体の観光施設という捉え方をしたときに、今回、県が採択するかどうか分からないという状況でしょうけれども、採択されて、本来町長なりがですよ、考えておられる観光施設という捉え方がされてですね、整備ができると、かつ、県の補助を受けてできると、そういったかたちに持っていかないと、中途半端で、町の持ち出しがさらに今度何千万円かあるよという整備ではどうかなと、いかがなものかという気がするんですが、これは委員会付託になりますので、その中でですね、詳細は聞きたいと思しますので、答弁はいりません。そういう考え方もあるということをご認識していただきたいと思えます。

議 長 答弁はいらないのですか。答弁は求めんばでしょう、質疑ですから。町長。

町 長 答弁はいらないというような変な質問をいただきましたけれども、あえて答弁をさせていただきます。

まず、私の考え方が変わってきたというようなご指摘がありましたけれども、この片島公園についてはですね、長年財務省が管理をしてきておりまし

たけれども、いわゆる野放しの状態であったわけですね。そういう状態の中で、前町長が財務省から取得をして、そして管理をした方がベターだろうということで方針を決められまして、そして財務省と協議をして、そういう状況になったわけです。その時の前町長の思いが、手をかけずに現状の風化するままの状態での管理をしていきたいというようなことで、財務省との協議がなされてきております。それを継続して私がバトンタッチをしたわけでございますので、そういった思いというのは大事にしなければいけないということで、私もそういう考えでおったわけです。しかし、現実問題、今までは財務省でありましたので、野放しの状態で地域住民もそう異論はなかったわけですが、町が管理するようになりますと、やはりいろんな問題が町に対して苦情等が寄せられてきております。勝手に自分の土地の中を歩いて片島に行っている人がいると、これを何とかしてくださいとか、そういったことが出てまいりました。そしてまた、片島に来たいけど、どがんしていけばいいでしょうか、どっから入るんですかと。あるいはまた、中に入っても大変危険な状態であるということになりますと、やっぱり最低限の整備は必要だろうということで、方針転換をしたわけでありまして、そのことについては、例えば、以前山口議員からも片島は我々の小さい時の良き思い出の場所だと。だから最低限の整備をする必要があるんじゃないかと、こういうご指摘もありまして、ほとんどの議員さんがそういった考え方に賛同なさったんだろうと、私は今理解をしております。したがって、各議員の気持ちも考えながら、私といたしましては最低限の整備をしなければいけないということで今考えて進めているところであります。しかし、戦争遺構に手を加えるということはまったく考えておりませんので、いわゆるお客さんが安全であるその見学ができる最低限の整備をしたいと、このように考えております。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(1 1 : 0 0)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 5)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、地域政策課長より発言の申し出がっておりますの

で、これを許可いたします。地域政策課長。

地域政策課長 先ほど高以良議員の方からご質問がありました低所得者向けの結婚に伴う新生活支援の関係なんです、説明の中で国からの補助という説明をさせていただいたわけなんです、予算書の63ページ、歳入ですね、14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金の中の1結婚新生活支援事業費補助金ということで580万5千円計上しております、県の補助金ということで、誤りでございますので、訂正してお詫び申し上げます。

議 長 町長。

町 長 先ほど小田議員の方から若者定住促進宅地の分譲事業についてのご質問がありましたけれども、地域政策課長が答弁いたしました、若干、予算に関する説明が漏れておりましたので、少し私の方から追加をさせていただきます。

まず、事業の目的は、先ほど課長が言ったとおりであります。そして、分譲価格についても55坪程度で6区画ということで計画いたしております。これにつきましては、この事業を立ち上げる協議の中では60坪程度はほしいなと思っておりましたが、やはり一世帯でも多くの人に入ってもらうことが大事であろうということで、6区画にしたところでございます。そして、対象者につきましては、先ほど年齢だけを申し上げまして、20歳以上40歳以下というふうに説明をしましたが、実はもう少し厳しい条件を付けておまして、配偶者及び子ども一人以上、子どもの対象年齢は小学生以下ということで、基準日前1年以上川棚町外に住所を有していることということを考えております。これらにつきましては、要綱を定めて事業を起こすつもりでおりますけれども、まだ要綱を作成中であります。

そして予算に関することではありますが、分譲価格をですね、格安にしたいと思っておまして、相場よりも50%オフで分譲しようということで計画をいたしております。そして、これらについては予算書75ページ、不動産売払収入の中に含まれております。ここは、福祉組合に一部売却をいたしておりますので、その価格を参考にして、いわゆる評価額の50%引きというかたちで設定をいたしております。

それから先ほど企画財政課長が説明しましたように、対象者には定住促進

奨励金の対象にするということで50万円を交付するというようにしております。以上、補足説明をさせていただきます。

議 長 質疑を受けます。小谷議員。

9 番 小 谷 9番小谷です。先ほどから出ておりました片島の件についてですけれども、12月議会の一般質問で福田議員の方からも片島に関してちょっと出ていたんですけれども、その答弁としまして事業計画自体は平成29年度からということを出されているかと思えますけれども、竹灯籠まつりとかが開催されまして、来場者も結構ありまして、日頃訪問される方も結構多いということで、できれば前倒しということで町長の方も考えていららということで答弁があっているんですけれども、そこらへんの考えが今回こうやって予算で出ていますけれども、先ほどの説明では設計までということで、できれば前倒しして工事を進めていくという考えがあらわれるのかということと、まとめて聞きますけれども、先ほどの事業の中で、Wi-Fiの整備をされるということでありましたが、だいたいどのエリアをWi-Fi整備していくということで考えておられるのかという点と、もう一点、別件でですね、予算説明書の10ページの一番上の9目地域おこし協力隊の件で1名増員されるということですが、この増員される方の今農業関係と観光関係とおられると思えますけれども、もう一人増やされる方をどの分野で活用されていく計画であるのかということをお聞きしたいと思えます。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 小谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、片島公園の整備の件、その前倒しができないのかというふうなことでご質問があったと思えます。それで、一応、今回のかわたな発見・巡る旅整備プロジェクト、この中で県と協議をしていっているわけなんですけど、県の予算の方の都合もございまして、平成28年度の予算につきましても、こちらが要望された額を切られている状況でございまして、したがって、前倒しで整備を図るとするのは難しいのではないかと、この事業の中ではですね。

それからWi-Fi整備をどこにというふうなお尋ねがございました。場所につきましては、今こちらの方で考えておりますのが、川棚町には人が集まる場所として、駅というのが情報発信をする場所としてはいいであろうと

ということで、それぞれの川棚駅、小串郷駅につきましても、それぞれ駅前に広場がございますので、その広場あたりでですねWi-Fiが使えるようにしたいということ。それと大崎半島でございますが、大崎半島でも海水浴場付近で使えるように、これはまだ実際現地を調査しないといけないと思っているんですが、今の計画なんですけれども、海水浴場の付近に設置したい。全部で4カ所計画しているんですけれども、もう一つは虚空蔵にも人が集まりますので、そこでもWi-Fiを行いたいということで、水汲み場があるんですが、そこでWi-Fiを設置したいというような計画を持っているところでございます。

もう一つ、地域おこし協力隊の1名増員の件ですが、現在2名地域おこし協力隊員がおりまして、農業関係、それと観光関係ということで配置しているところでございまして、来年度1名増員をいたしまして商業関係ということで募集をしたいというふうに思っております。

詳細につきましては、まだはっきりと決めていないんですが、商業関係の中で商店街の活性化、それから空き店舗の解消、そこらへんを考えながら募集の方をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。久保田議員。

4 番 久 保 田 お尋ねします。自分のところの所管ともまたがりますけれども、それぞれの所管の賃金のところでお尋ねしたいと思います。

1 款議会費、2 款総務費、3 款民生費、4 款衛生費、6 款農林水産費、8 款土木費、10 款教育費とあります。大きく動いているのが4 款衛生費が前年度と比較して236万円減っています。民生費は236万8千円プラスされている。それから土木費は前年度はなかったけど今年度211万1千円と上がっております。教育費も212万4千円と上がっております。これは人員が増えたのか、それとも時間単価が増えたのか、それとも勤務時間が変動にあるのか、そのところを併せてお尋ねしたいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 それでは今の件は人件費の関係でございまして、基本的に新年度におきまして、臨時職員等の賃金の改定を行っております。賃金の支給については、それぞれの業務によって異なりますので、それぞれの単価につ

いてはちょっと控えさせていただきますけれども、すべての職種において単価の引き上げを行っております。このことが一つの原因だと思っております。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 関連してお尋ねします。以前ですね、サポートティーチャーさんが時間単価の値上げを要求されて上がりました時に、それまで4時間の勤務時間が3時間に減らされたんですね。やはりそういうふうにも子ども達に影響のあるようなやり方で時間単価は上がったけれども、時間の短縮とか、そういったことは考えていらっしゃるのでしょうか。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 お答えします。サポートティーチャー等に関しては、単価が上がったために時間を減らすということは今回の予算ではしていません。

議 _____ **長** 高以良議員。

10 番高以良 予算書の99ページ、先ほどお尋ねした新婚生活支援事業の件で確認のつもりで再度お尋ねしますが、先ほどの説明では4月1日から3月31日までに結婚したものが対象ということでしたが、この事業は28年度1年間で終わるのか、何年間か継続の予定があるのかですね。

それと、1回18万円をもらった人、その補助は1回限りで終わるのかということ、併せて所得要件などはないのかということですね。結婚新生活支援事業について、以上三点お尋ねします。

それから別のことでもう一点お尋ねしますが、田口議員が質問した債務負担行為のことで関連してお尋ねしますが、予算書の177ページで、字句の訂正がありました学校給食センター食器等洗浄機の更新の件で、真ん中に当該年度以降の支出予定額とありますが、ここで29年度から34年度までとなっていますけれども、これは28年度から34年度までとならなくていいのかですね。上の事業を見ると28年度も含めて記載もありますので、これは29年度からじゃなくて28年度からとならなくていいのか、そのことをお尋ねします。以上です。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 高以良議員の質問にお答えいたします。

結婚新生活支援事業費の件でございます。まず、継続事業かどうか、単年

度事業なのかというお尋ねなのですが、これは平成28年度の単年度事業というふうに考えております。それから、補助の回数なのですが、これは上限が18万円で一回限りということでございます。

それから所得要件があるのかというお尋ねなのですが、目的の時にご説明したんですが、低所得者を対象にということがこの事業の目的に入っておりますので、世帯所得が300万円未満であるということが条件になります。以上でございます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 高以良議員からご質問がありました177ページ、債務負担行為の支出予定額に対する調書の記載内容でございます。

これが一番下の学校給食センターの食器等洗浄機更新、これが29年度から34年度までで、その上の分については28年度からとなっているというご指摘でございますが、ここの当該年度以降の支出額については、基本的にはそれぞれの、例えば一番上の総合行政新システムですね、これが平成23年度に債務負担行為を行いまして、これが28年度で終わるという意味です。そして、それ以下の固定資産台帳整備支援業務から川棚町立学校給食センター調理等業務であります。これは平成27年度に債務負担行為を行いまして、その時の期間がそのまま残っているという見方でございます。取り扱いについてはですね、当初の債務負担行為を起こした年度により、こういう期間の記載の方法をしているということでご理解いただきたいと思えます。

議 長 毛利議員。

5 番 毛 利 二点ほどお尋ねします。予算書の159ページですね。

教育費の中の保健体育費、保健体育総務費で説明資料の18ページ、中ごろにホッケーを活用したわがまちスポーツ推進事業というのがあるんですけども、これはどういった事業なのかということと、その事業費。その下の本事業は3年間とあるんですけども、なんで3年間なのか、補助金などの絡みがあるのかどうかをお尋ねします。

もう一点が、予算書の143ページ、港湾費の中にですね、説明資料の15ページです。一番下に白石地区ボートパーク整備事業というのがあるんですけども、これはどういった事業なのか、どこにどういった施設ができる

のか、完成はいつなのかというのをお尋ねしたいと思います。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 毛利議員の質問にお答えいたします。

まず、わがまちスポーツ推進事業なんです、これは県が国体を行った市町村の開催種目、それをわがまちスポーツとしてスポーツ教室の開催とか、そういったことを行った場合に町に支援をしますという事業で、この事業が3年間継続するという事業です。内容については、まず28年度から小学校の必修の授業として月に1回程度ホッケーを取り入れていただくようにしております。3校が実施をするということで計画をしております。そういうことで、スポーツの発展、普及と言いますか、そういった活動にする経費を計上しているところです。

まず、この事業をするにあたって道具等が必要になりますので、そのホッケーの道具セットを購入する、それから各小学生以外の団体、ホッケーの愛好と言いますか、そういった方々に練習をしていただく、実際ホッケーに親しんでもらうということで大崎の多目的広場の借り上げ、そういった経費を見込んでいます。事業費については、約31万円を予定しております。

県からの補助が2分の1ということになっております。以上です。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 毛利議員から質問がありました白石地区のボートパークですけれども、これにつきましては川棚港湾内の白石港の整備事業でございます。県の方が社会資本総合整備事業を活用しまして、ここの整備を行います。工事期間が平成28年度から31年度までということで、総事業費は2億6,700万円、今年度はその調査測量設計を行います。工事内容は防波堤、物揚場、停泊地の整備となっております。今年度につきましては、調査費の負担金を計上をしております。

町負担はですね、事業費の6分の1というふうになっております。以上です。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 どこに書いてあるのか分からないんですが、聞いたような気がしますので質問しますけれども、町営住宅を東部地区に造るというようなことを聞いたような気がしますので、もしそういう構想があるとすれば、ど

こらへんに何戸ぐらい造るのか、どこに造るのかというふうなことをお聞きしたいと思います。それに関連してですね、琴見ヶ丘住宅を移すみたいな言い方で聞いたわけですが、ということは東部に造れば琴見ヶ丘住宅を廃止するという事なのではないでしょうか、という点です。

それともう一点ですが、75ページの白石保育所跡地の不動産売却収入ですけれども、1,150万円の計上がなされておりますが、格安にしたということなんですけれども、1,150万円は6戸分で1,150万円ということでしょうか。以上、聞きます。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 田口議員の質問にお答えいたします。

28年度の予算では、その町営住宅を東部地区に移すというふうなことの説明はしておりません。それと、琴見ですか、その分につきましても説明はしておりません。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 基本的には、予算の審査ですから予算に計上されているものに対して質問をいただくということが基本でありますけれども、今回、そういった予算計上しておりませんので、質問自体があるのがおかしいんですが、あえてこれまでの議会の中で私の考え方を申し上げたことに関しますので、もう一度整理をいたします。

実は、町の住宅政策といたしましては、300数戸管理しております。その中で老朽化した新町住宅と前田団地は建て替えをしております。その後、琴見ヶ丘住宅も改築の時期にそろそろくるだろうと、そういう予測をしております。そういった中で、下水道工事の排水設備工事をしましたので、当分の間は改築等できないと。しかし時期が来たらどうするかというご質問がどなたかのご質問があったんですが、その時には、もしこれを解体する場合、そしてさらに住宅の戸数が必要である場合は、そういった状況の時には東部地区に造りましょうと。これは岡村町長時代にそういった議会での発言がなされております。それを現在でも私も踏襲をしているわけでございます。したがって、琴見ヶ丘住宅をどうしようと、そういったときに議論が始まるわけでございますので、そういったところをしっかりとご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 もう一つの田口議員のご質問で、75ページの不動産売払い収入、この1,150万円の内訳でございますが、町長が説明しました白石保育所跡地、これを若者定住促進に向けた売却、これは190万円の6区画、掛けますと1,140万円であります。残り10万円が名目的な予算ということで、合わせて1,150万円としております。以上です。

議 長 町長。

町 長 先ほど毛利議員から、わがまちスポーツ推進事業についてのご質問がありまして、担当課長が答えたのですが、私の方から少し補足をしたいと思います。

実は、国体後のホッケーを活かしたまちづくり、これが大きな課題になっておりまして、議員からもそういった質問が過去にもあっております。そこで、いろいろ作戦を練ってきたわけでありまして、よそのホッケーの強いところは、ジュニア層からホッケーをしているという状況がありまして、ぜひ私といたしましても小学校、中学校でホッケークラブができないかというような思いがあったわけでございます。そういった中で、実は川棚小学校の校長先生と話をしたときに、実は自分も子ども達に人工芝のグラウンドでぜひホッケーを体験させたいというお話を聞きまして、そういったことからぜひそういった事業をやってほしいということになりました。そういった状況の中で、県の補助事業というのがありましたので、これにのっけて3年間やってみようということになりました。

当初は、川棚小学校だけというふうに思っておったんですが、その後、各校長先生が協議をなさって、3小学校とも取り組もうということで取り組んでいただくことになりましたので、これについてはぜひ長崎県ホッケー協会としても応援をしていただきますし、川棚町ホッケー協会としてもぜひご協力をお願いしたいなという思いでございます。

国体後のホッケー場の活用については、これまでスポーツ合宿誘客のための事業も実施しておりまして、今年度も韓国から誘致ができております。そういったことで、ぜひ人工芝グラウンドを活用した事業を今後も進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長 小谷議員。

9 番 小 谷 9番小谷です。聞いていいのかどうか分からないんですけども、予算書の97ページですが、国際化推進事業費、マレーシアへの派遣ということで出ていますけれども、毎年上がってきているんですけども、所管的に企画費で上がってくるもので、総務の方で予算審査をするようになるんですけども、中身的には中学生をマレーシアに連れて行くということで、事業内容的には教育関係になるのかなと思うんですが、これは企画費でしか上がってこないようなかたちになっているのでしょうか。審査自体が企画の方になるので、こちらの産業建設文教委員会の方では、ここの審査ができないと言いますか、所管外となってしまうので、ここの審査のやり方がちょっとどうなのかなというのが前々からありましたので、総務厚生の方でやられているんですけども、これはやはりこちらの企画費の方でやられるのでしょうか。そこをちょっと教えてもらえればと思ひまして。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 この国際交流につきましては、かなり以前から始めておりました、以前は中国ということでスタートしたものでございます。その当時から企画費において計上しておりました、いわば企画財政課の中の企画調整係が国際交流の所管課ということで取り扱いを行っております。おっしゃるように教育的な側面もあるかと思いますが、これにつきましては国際交流の補助も活用しております。これが歳入におきましては雑収入の中になります、ちょっとお待ちください。歳入の予算書87ページになります。

国際交流支援事業補助金とありまして、これは長崎県市町村振興協会の補助金、交付金を活用しているものでございます。ここにつきましては、流れとしましては企画所管の部署でございますので、そういったこともあって企画費として従来やっているというふうにご理解いただきたいと思います。

当面のところですね、これを教育費などに替えるという考えは持っておりません。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。予算書の151ページですが、学校給食費のですね、助成ということで新たに出てきております。この助成を考えられたのは唐突じゃないかなという気が私はしておりました、どういった理由でと。それと実際に該当者がどのぐらいいらっしゃるのか、はたまたですね、

第三子とせずに、第二子からでも、というのは考えられなかったのか、それとも第一子からと、いわゆる給食費無料にしますよという考え方、第三子となったときにはですね、少子化の時代ですから限られていると思うんですよ。そうしますとね、これはうがった見方じゃないんですけども、なるべく少ない経費でこういうことをやっていますよというアピールをされたいのかなという気もしましてですね、それと財源内訳を御見込みとですね、これを補助金はないんですよ、町単という捉え方でよろしいんですか、お尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 政策的なことありますので私の方からお答えいたします。

子育て支援のアピールということも念頭に置いて制度を構築いたしました。実は、これはですね、唐突ではありませんで、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、施策の3の子育てをがんばっている人を応援するという施策の中で給食費助成事業を掲げておるわけでありまして。そういった中で、今いくつか質問がありましたが、まず、第三子になぜしたのか、第二子からでもよかったんじゃないかということでもありますけれども、先ほど言いましたように、当初は交付金の対象になるだろうと思っておりましたが、給付事業は交付金の対象にならないということになりましたので、やはり財源の確保が必要でありました。そういったことで、今の町の財政状況の中でどれだけこの事業に予算の配分ができるかという考えを持った時に、やはり第三子以降が最大限だろうということで、そういった予算を計上したわけでございます。対象者がですね、81世帯で90名、約400万円の予算を計上しております。いわゆる冒頭申し上げましたように、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、結婚から出産、妊娠、子育て、そういったものに重点的に取り組もうとしておりますので、その中の一環として捉えていただければありがたいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 波戸議員。

8 番 波 戸 予算書の69ページ、教育費県補助金なんですけれども、学力向上のための非常勤講師等配置支援事業補助金、支出の方では教育費の学校管理費に含まれているんですけども、児童生徒の学力向上のために配慮する非常勤講師等にかかる経費の補助金とありますけれども、この児童生徒

に対して、どのような関わり方をするのか、内容とその人員配置等をお尋ねいたします。

議 長 教育次長。

教育次長 ご質問にお答えいたします。この補助金についてですが、特別支援学級がありますけど、今回、来年度から小学校で特別支援のクラスが2クラス増えます。それにかかる特別支援教育支援員ということで増員を図りますが、その分の増加した分の助成金を県が補助するということになります。いわゆる今学校には情緒のクラス、知的なクラス、それから肢体不自由なクラスということで、全体で小学校が7クラス、中学校が2クラスあります。それぞれそういった特別な支援が必要になりますので、そういった支援をフォローしようということで、特別支援教育支援員を入れてフォローしているわけでございますけれども、それにかかる経費、これは25年度、ちょっと今忘れましてけれども、25年度の人員から増加した分に対して、その分を助成するというかたちになっていますので、この金額を計上しております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。久保田議員。

4番久保田 119ページです。ここに予防接種事業がありますが、インフルエンザの予防接種が中学生まで拡大したのにはしては、前年度としては500万円近くがマイナスになっています。これはどういう理由でここがこういう金額になったのか教えてほしいと思います。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員のご質問にお答えいたします。

定期予防接種の費用ですけれども、これは13種類ほどありまして、種類ごとに算定をして、例年、少々余裕を持って今まで計上をしておりました。補正の予算の審議の中でも田口議員の方から質問をいただきましたけれども、毎年、この接種費については、実績は落ちていないんですけれども、例年3月補正において、多額の接種費、役務費、委託料を減額しております。そういったことを踏まえまして、さらに精査をしながら計上しております。以上です。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(11:57)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 一般会計の分で質疑がありましたらお受けします。山口議員。

1 番 山 口 二点ほどお尋ねしたいと思いますが、一点はですね、予算書でいけば商工業振興費になりますが、これが従来の中小企業振興資金制度ですね、これが数年間5千万円という預託金を預けてですね、これがまったく使われていなかったと。今度から創業支援振興資金制度新設ということで、これもおそらく予算書を見れば5千万円預託して、それを活用してくださいということであろうと思いますが、これに替えることによってですね、やはりそれなりの従来の中小企業振興資金制度ですか、これが国の利息その他からはるかに不利だったということで使われなかったという話を聞いてきたんですが、その点はいくらか解消されると考えているのかどうかというのが一点です。

それからあと一点、転入者へ次年度からごみ袋を支給すると。この説明書を見ればですね、分別ごと3種類の袋を各10枚一組にして支給ということですから、10枚で確か400円だったと記憶しておりますので、3組だったら1,200円と。これはですね、分別をしてもらうのが目的なのか、それとも転入者に対してですね歓迎の意味で配るのかですね、転入者に歓迎の意味で配るのであればですね、川棚の特産品ぐらい、もう少しこういうのがありますよというものを配ってですね、どうぞ川棚に来ればいいことありますよと、そういう気持ちの施策ができないのかどうか、その点をお尋ねいたします。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 山口議員のご質問にお答えいたします。

中小企業振興資金融資制度、そして創業支援資金融資制度についてのお尋ねでございます。昨年12月1日にこの制度を改正いたしまして、中小企業振興資金制度につきましては、利率を2.5%から1.5%に、そして創業支援資金融資制度につきましては、新設しまして、これも利率が1.5%と

というようなものでございまして、以前の融資制度に比べると利率の方が非常によくなっているという状況でございまして、また、波佐見の方におかれましても同じような制度を持っておられるわけなんですけど、波佐見の制度より0.1%利率の方はよろしいというような状況でございまして。残念ながら、まだ川棚町の融資制度につきましては、まだ利用されていないような状況でございまして、波佐見の方が改正された後、利用状況が増えているというふうな状況でございまして、川棚町におきましても、これからですね、利用の方が増えてくるのではないかとこのように考えているところでございまして。以上でございまして。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 山口議員のご質問にお答えいたします。世帯転入者にですね、ごみ袋を3種類それぞれ10枚ずつということで新年度から配布をするようにいたしております。窓口に来られた、新しく川棚町に初めて住むという方がですね、これまでお尋ねになるときに、窓口でごみの分別の仕方を説明することがあります。その際にですね、ごみはこういうふうに分けてください、何曜日に出してくださいというのを一通り説明します。その時に転入者の方は、このごみ袋はどこで買ったらいいのですかとか、そういうお尋ねも受けております。それで、普通の商店の方に売ってありますよということをご説明しているんですけども、やはりなかなかそのへんの分別の仕方とかなんとかっていうのを、初めての町で不安がっていらっしゃるということだと思います。そこでですね、分別の方法とかも含めてお配りすると、やはり川棚町は親切に教えてくれたんだなということにもなって、町の第一印象がよくなるのではないかなということもございまして、分別か、それとも歓迎かとおっしゃったんですけども、分別の方法も知っていただくことになりまして、歓迎してこれから川棚町の方でもこういうことで歓迎しておりますということと両方含めたことで考えております。そのようなことでよろしいでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 補足して説明をいたしたいと思っております。

実は、このごみ袋の配布につきましては、今課長から答弁をしたところですが、もう一つですね私は期待しているものがあります。と言いますのは、

ごみの処理方法について説明をする際に、そのごみ袋はどこに捨てるんですかと、それは地区で設置してありますごみ集積場所に捨てると、そのごみ集積場所は各自治会が管理されているということで、自治会加入の必要性をここで訴えることができるんだらうと。こういう目的を一つ持っております。

それからもう一つ、野上課長が答弁いたしましたけど、利率を1.5%に引き下げております。現状では、国の制度よりも有利、あるいは波佐見の制度よりも有利になっておりますが、この制度を作った後にですね、日銀の金利がマイナス金利政策を出しておりますして、各金融機関の金利も下がるんじゃないかというふうな予測がされますので、この1.5%は果たして現時点において有利になるかどうかということについては、再度、関係機関で議論をして、そして判断をしたいと、このように思っております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。高以良議員。

10番高以良 たばこ税のことでお尋ねします。

16ページ、17ページですね。3月補正で1千万円補正されて、補正後が7,800万円というふうになってはいますけれども、今度予算計上されて40万円増額ですが、それは旧3級品の税率改正があるということで40万円増が見込まれたということですが、補正の実績からいくと、もうちょっと増えてもいいんじゃないかなというふうな気もしますが、そこらへんはどういうふうに判断されたんでしょうか。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 ご質問のたばこ税についてでございますが、これにつきましてはお話がありましたように、補正においても話があったわけでございますが、ここ数年の、いわゆる消費量の動向につきましては前にも述べましたように、前年から若干減っているという状況でございましたわけですが、今年につきましては、前年と変わらないぐらいの、ほぼ同じぐらいの消費あるいは売り上げというふうなことで計上いたしております。

ただその中で、旧3級品のたばこについての比率が若干最近よくなっているのかなという感じは受けております。これについては相当に値段も上がっていることですので、安い方の品物が増えていくという傾向もありますので、そういう傾向を見ながら計上させていただいているところでございます。以上です。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 1 2 番福田です。1 5 7 ページ、公民館費で、W i - F i を活用した講座ができるようにということで、整備されますが、これがこちらは役場庁舎の方でも利用できるのか。また、活用した講座ができるということですけれども、具体的な講座を何か計画されているのかお聞きしたいのが一点。

二点目が、公会堂のトイレの改修がされていますが、役場庁舎内の方では検討がなされなかったのかお聞きしたいと思います。

それと三点目、昨年、長崎県のディスティネーションキャンペーンのプレイベントとして予算執行されておりますが、今年度、秋がディスティネーションキャンペーンの本番であります。それに対して、本町での予算化が見えませんが、取組みはされないのか。大きな項目として上がっていないだけなのかをお聞きしたいと思います。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 まず一点目のご質問にお答えしたいと思います。

W i - F i の設置事業ですけれども、これにつきましては各公民館を使用されている団体からですね、W i - F i というか、インターネットを使つてのことはしたいという要望が上がっていましたので、それについて検討して、W i - F i の整備をするということでやっております。これについては、役場では使えないと言いますか、いわゆる公民館の講習室と講座室と言いますか、そこを想定しております。この使用についてはですね、誰でも使えるということではなくて、講座とか講習とか、公民館の利用をされている団体で登録制といったかたちをとりたいということで思っております。具体的にはどの講座かというのは、うちの方では決まっております。以上です。

議 長 地域政策課長。

地 域 政 策 課 長 福田議員のご質問にお答えいたします。

ディスティネーションキャンペーンの件でございますが、平成 2 8 年度、ディスティネーションキャンペーンに関する予算が見えないというふうなことでございました。ディスティネーションキャンペーンにつきましては、平成 2 7 年度におきまして旅行会社を集めた会議等を実施しまして、そちらの

方で旅行等の造成をお願いするということが一番重要な事業でございました。平成28年度につきましては、実際ディスティネーションキャンペーンをはって実施するという事ですので、町としましては、そのディスティネーションキャンペーンにつきましては、今のところ関係会議への旅費、それとオープニングキャンペーンを長崎の方で実施しますので、その時にノベルティグッズを配布するという計画を持っております。それと、135ページになりますが、観光費の中の観光物産振興事業費で、100万円を組んでおります。これは、例年実施しておりますいい肉フェアの関係なんですけれども、このいい肉フェアをディスティネーションキャンペーンの期間と一緒に実施することで、さらに効果を高めようというふうなことを考えておりました、町の事業としては、いい肉フェアをD. Cのキャンペーンの中で一緒に併せて進めていくということを考えているところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 先ほどの質問にお答えいたします。

役場の庁舎の方のトイレの改修について検討しなかったかというご質問でございますけれども、この件につきましては数年前に検討いたしました。結果といたしましては、今の一区画のトイレでは、洋式化、これは少し狭くなって、トイレの枡が減少するという事もあると、数年前にこれは断念をしているというところでございます。

議 _____ **長** 他にございませんか。波戸議員。

8 番 波 戸 予算書の127ページ、説明の3の輝くながさき園芸産地振興計画推進事業費についてお尋ねします。

新規就農者のアスパラガス設置事業補助ということでございますけれども、これに就農予定されている人数とか、どのぐらいの規模でなされるのかお尋ねいたします。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 波戸議員のご質問にお答えをいたします。

輝くながさき園芸産地振興計画推進事業費、これについてはいろいろな事業がございますけれども、お尋ねになっておられるのが、新規のアスパラハウスのことということでございます。これについての人数ではございますけ

れども、今回、新規就農者は一世帯のお二人ということでなっております。それと合わせて、この事業に参画する従来からの認定農業者がお一人いらっしゃいます。この3人でアスパラのビニールハウスを新設するという事業を計上しております、その面積につきましては、現在検討中ではございますが、だいたい20アールから25アールを考えておるところでございます。以上です。

議 長 他に質疑はないようです。質疑なしと認め、これで議案第19号「平成28年度川棚町一般会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:19)

議 長 次に、議案第20号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。山口議員。

1 番 山 口 ここのことでなくてですね、この国保の予算全体を見てですね、予備費がですね、わずか531万円ですか、去年は1,400万円あってですね、これで12月補正をせざるを得なかったという状況を考えればですね、予備費の500何万、これで本当に本年度やっていけるのかどうかですね、この見通しと、もし昨年同様ですね、この予備費でもどうしようもないということになったときに、再び一般会計からの繰り入れ、その他補正を考えていくのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 山口議員の質問にお答えします。

予備費が少ないので、もし財源の不足が生じれば、また一般会計繰入をするのかということに対しての質問にお答えします。

今回の当初予算につきましては、これだけの一般会計繰入をすれば、まだ大丈夫だろうという見込みを立てて編成をしておりますが、万一そういった事態が生じた場合には、そのときに判断をしなければいけないわけですが、現状ではですね、他に方法がありませんので、おそらくそういった事態になれば、また一般会計の補正ということは生じてくるかもしれません。要は、国保の財政につきましては、川棚町の一人当たりの医療費が他の市町村に比べて、かなり高い医療費になっております。そして、この新年度では総額の12億6千万円、毎月1億程度の医療費を支出いたしております。この医療費については、前期高齢者の分については交付金で賄うということに

なっております、それ以外の分については全体の約67%があるわけでありませけれども、そのうちの50%については国からの調整交付金、それから定率国庫負担金、そして都道府県の調整交付金で充てられております。後の50%、4億円についてでありますけれども、これについては地方交付税で措置をされます財政安定化支援事業、あるいは保険者の支援制度として公費で支出をされます保険者支援制度、あるいは保険料軽減措置に対しての助成制度、そういったものがあるわけでありませますが、それ以外の約2億5千万円については、保険税で賄うということになっております。前年度、非常に保険税で賄うことができませんでしたので、8千万円の補正をお願いしてご決定をいただきました。そういった状況であることから、今年度、これまでの税率を約30%引き上げております。この30%引き上げた現在の税率は、県下でワーストワンでございます。基本的には、国、県、町の負担で賄いきれないところは保険税で賄うというのが原則であります。しかし、現在の保険税でもワーストワンでありますし、これ以上の負担は被保険者にかけるのは大変厳しいだろうと、被保険者に負担してもらうのは大変厳しいだろうということで、町民全体で支援をすべきだろうということで、今回、前回の補正予算に続いて、今回も6千万円の一般会計繰入を予定をしたところでございます。そういった制度上の理由、そういったことでやむなくそういった一般会計繰入金金の措置をいたしております。

これを解消するためにはどういった方法があるかと言いますと、医療費の削減以外にはありません。医療費がどうして川棚町が多いかということ进行分析した場合には、一つには医療機関に恵まれているということも一つあるのではないかと。これは、被保険者にとってはプラスの面でございます。しかし、そのことが財政運営上、大変厳しくなっているということも事実であります。そういったいろんな状況があつて、不足する分については保険税で賄うけれども、被保険者に対しても一番高い負担をしてもらっておりますので、それ以外については、やはり町民全体で支えていただこうと提案いたしておりますので、ぜひご理解いただきたいと思ひます。

なお、この医療費を下げるためには、病院にかからないように保険事業の充実が必要であります。健診率を上げて、病気の早期発見、早期治療ということ、さらに進めていかなければというふうに思っております。残念なが

ら、まだまだ特定健診の受診率も40%にやっと届いたぐらいでありますので、これが50、60となるように担当課は努力をしてくれるだろうと、このように期待をいたしております。そういったことで、大変厳しい財政状況で、議員の皆様方にも大変心配をおかけしておりますけれども、制度上、そういったことになるわけでございますので、ぜひご理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 予算に関わることですけれども、この予算書、説明書の中ではなくてですね、このかわたな広報の中で大きな間違いがありますので、ここをきちんと捉えてほしいと思います。

かわたな広報3月号で国民健康保険税についてというお知らせがまいっております。そこの一番左端にですね、モデル世帯における税率改正前後の年税額というのがありまして、40代夫妻、子ども2人の4人世帯というところで数字が出されております。27年度、28年度の分として出されておりますけれども、これが大きな問題があるのがですね、均等割でですね、人数を4人かけたり、介護分を2人かけたりというふうにしてなくて、すべて均等割も一人で計算してありますので、ここの数字が大きく間違っております。27年度が43万9000円、28年度が53万2,700円とありますが、これは正しくは27年度は53万2,700円、28年度は65万6,400円となります。12万3,700円の大きな間違いがあります。これを町民の方達に知らせるといことは大変な問題だと思います。それが一つ。

もう一つは、税率をですね、去年からすればかなり上げられております。例えば、国民健康保険税収納率を92%から94%と、2%も上げておられます。保険税が上がってなおかつ収納率を上げようとしても、果たして大丈夫なのかどうかというのが一つ、それを尋ねます。

もう一つはですね、先ほど町長の方からも言われました、町内に病院がたくさんあるせいで、この医療費が上がるんだらうというふうなことで言われましたけれども、この資料にあります5ページ、それから予算書にあります217ページですね、これの重複、多重受診者は、これにかかる指導ですね、こういうのはこれから先の自治会で行われる総会とか、いろんなところを利用してどうにか訴える、そういうことまで考えることは考えていらっ

しゃらないか尋ねます。

議 **長** 町長。

町 **長** 久保田議員から、先ほど私が発言したことに對して、ちょっと違和感がありますので申し上げますが、医療機関に恵まれているせいで医療費が上がるんだというふうに町長が言ったと発言がありましたけれども、あるせいであるとは言っておきません。あるのも要因であろうと、それは被保険者にとっては良いことだというふうに言っておきますので、誤解のないようお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えいたします。広報の3月号において、大きな間違いがあったということです。その計算基礎、そういった部分であると思っておりますけれども、事実確認をしまして、もしそれが事実でしたらそれに対する対応をとっていきたくと考へます。

それから収納率の件なんですけれども、今この予算上の計上では186ページから191ページまで、さまざまな分類がありまして、それぞれの数年の動向を見ながら算定をしているところです。これを大きくくくっていきますと、保険税の収納率につきましては、現年度分できますと25年度が93.62、26年度においては95.80となっております。28年1月末においては、76.98と、県内では3番目に収納率が今のところは、1月末ではよいという数字も出ております。それから、滞納繰越分につきましては、なかなか低い数字となっております、25年度で13.64、26年度で10.25、28年1月末においては3.22と、これは県下で12位と低い数字を示しております。ただ、全体的には収納率を上げてきておりまして、税務課の収納対策係の協力が大変大きいものだと考へております。今回、このように税率を上げましたので、収納率については、ますます厳しい状況になると思っておりますけれども、今年度以上の収納率を目指して、今後も努力をしていきたくと考へております。以上です。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 もう一点、適正化事業等について自治会における集会であるとか、そういったところに出向いてそういった説明も必要ではないかということですが、今のところ適正化についての考へ、そういった自治会に

出向いてというのは考えておりませんが、この先ほど、町長が言いましたとおり、医療費を抑えるということは本当に重大な事柄だと思っております。その中で、適正化については、ジェネリックのシールの送付であるとか、勸奨通知であるとか、それからデータヘルス計画というのを作るようにしております。健診、レセプトデータ等を分析をして、対象集団の健康状況、医療費の現状を知り、その対策を図って適正化につなげていくと。いろいろな事業が、取組むべき事業があると思っておりますけれども、今後もそういった部分で医療費を抑えるために、また適正化を進めるためにですね、事業を進めていきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** 他に質問はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで議案第20号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:36)

議 _____ **長** 次に、議案第21号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで議案第21号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:36)

議 _____ **長** 次に、議案第22号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。久保田議員。

4番久保田 お尋ねします。299ページになりますが、保険給付費のところのですね、居宅介護サービス給付費、ここが大幅に下がっております。先日の説明の時に、要支援1、2に対しては、地域支援の受け皿を作っていく、今後はそういう予定だというふうに補正か何かの時に課長は答えられたと思います。

国の政策のように、これをみていけば、要支援1、2の方達が外される危険性というのを感じるんですね。というのは、家庭においても老老介護というのが生じておりますし、地域においてもですね、見守りネットワークとい

うのはできましたけれども、地域全体も老老介護になっていっているわけですから、こういうふうに地域に任せるような受け皿的なことを国の政策であっても、こういうふうに考え方を移行していいのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員のご質問にお答えします。

要支援1、2の方の通所サービス、それから訪問サービス、これらが介護保険制度の給付のサービスから除外されると、今後除外されていくと、そういった中で要支援1、2のこれらのサービスを地域の方々に任せてもよいのかという質問だと思いますけれども、この制度は要支援1、2の方の通所、それから通所というのはデイサービスになります。訪問サービス、これはヘルパーさんを自宅に来てもらってお世話をさせていただくと。この2つのサービスが要支援1、2のサービスから外れることとなります。各市町で受け皿を作っていくという事なんですけれども、まず地域の方々にすべてを任せるような事業ではありません。総合事業と言いまして、地域支援事業を今、認定前の方に対して事業を行っております。石木の公民館をお借りしたり、それからいきがいセンターをお借りしてミニデイサービスというのを今行っております。これも総合事業への移行の一つの事業だと考えております。それから、今後もまた地域支援事業において、買い物クラブであるとか、それからその地域支援事業においてどれだけの認定者を減らせるのか、また効果があるのかと、そういった部分での事業も進めてまいります。これがすべて地域支援事業の中において、そういった要支援1、2それから介護の認定を受ける前の人、こういった人たちを受け入れるような教室であるとか、そういった事業に取り組んでいくということでもありますので、決して要支援1、2の方々の行き場がなくなる。または、そういった人たちのお世話を地区だけでしていかなければならないという制度ではございません。行政、それから地域、医療、そういった各種団体、それから構成員の皆様を手伝ってもらって地域包括ケアシステムということで国は推し進めているんですけれども、あらゆる団体、関係者になるべく在宅、住み慣れた地域で生活できるようにしていくというものでありますので、地域だけに押し付けるような事業ではございませんので、ご理解いただければと思います。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 この介護保険の説明資料の5ページですけれども、5ページの中ほどのあたりに社会福祉協議会に配食サービスを委託しているというのが2カ所に出てきます。すなわち、地域支援事業とそれから保健福祉事業との両方に社会福祉協議会に配食サービスを委託しているという説明があるんですが、これはどういうふうに違うものなんでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 田口議員の質問にお答えします。

この配食サービスが任意事業であるとか、保健福祉事業にまたがっているというご質問なんですけれども、この配食サービスを受けられている方が、すべて65歳以上というわけではありません。ですので、65歳以下の方については、これは地域支援事業の一環として行いまして、その地域支援事業に認められれば、国、県からの補助がまいります。ですので、65歳以上の方を地域支援事業ではみられるんですけれども、高齢者ではない方、64歳以下の方についてはですね、地域支援事業と認められませんので、その分については町の持ち出しが100%というかたちになりますので、それを按分したかたちで計上しているところでございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで議案第22号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(1 3 : 4 6)

議 長 次に、議案第23号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計予算」に対する質疑を行います。高以良議員。

10番高以良 予算書の327ページですが、観光事業収入のところでお尋ねします。

入湯税の時にもちょっとお尋ねしましたが、くじゃく荘の宿泊者数を2割増しで1万2千人と見込んでありましたけれども、2割も宿泊客が増えれば経営面でもいくらかは良くなるんじゃないかと思うんですが、指定管理者からの納付金がありますよね。この雑入、観光事業収入はその分だと思うんですが、そっちの方の増額というのは、増える見込みはないのかどうか、そこらへんについてお尋ねいたします。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 326ページの諸収入の雑入で観光事業収入の件でございます。高以良議員からご指摘がございましたとおり、この収入につきましては協定納付金の額でございます。協定納付金の金額なんです、過去の状況を見ますと、過去10年前からすると、ずっと協定納付金が減ってきている状況でございます。平成25年度が1,227万3千円というふうなことで、平成26年度はちょっと増えて1,584万円というふうな状況でございました。一応、ここの額につきましては、昨年と同額を計上しているわけなんです、平成26年度が若干増えたんですが、これは国体等の影響で宿泊客も増え収入等が増えたということがあったということ。

それと、しおさいの湯の関係なんです、そちらの方で管理費の関係で井戸水を活用しているんですが、その井戸水の活用を、機器に影響を与えるため水道水に変更するように考えております。水道水の利用料がかなり増えるということで、需用費が増えるであろうということから、昨年と同額というふうなことで予算計上しているところでございます。

協定納付金についてはですね、なかなか1,200万円を超えてほしいんですが、1,200万円ぐらいであろうと、そこらへんから予測しているところでございます。以上でございます。

議 長 町長。

町 長 私の方から補足いたします。今、高以良議員は入湯税が上がるからしおさいの湯の収益も上がるだろうというような考えでのご質問だったと思うんですけども、それは必ずしも比例をするわけではございません。と言いますのは、入湯税は利用客が増えれば、それだけ完全に上がります。しかし、それに対する運営利益というのは、利用客が増えれば増えるだけ経費もいりますので、必ずしも比例するものではないと、このようにご理解いただきたいと思います。

議 長 久保田議員。

4番久保田 お尋ねします。昨日いただきました資料です。予算書では328、329と書いてあります。

ここに14人乗りワゴン車2台というふうに書いてあります。想像がつかみませんのでどういふものかと。それから1台がいくらぐらいするものなのか

ということをお尋ねします。

議 長 課長、時間がいるなら休憩しますが。

区切りでもありますので、ここで休憩といたします。

(1 3 : 5 7)

(…休 憩…)

(1 4 : 1 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 久保田議員のご質問にお答えいたします。

14人乗りのワゴン車がどういう車なのかというお尋ねでございました。実は今、くじゃく荘としおさいの湯に29人乗りのバス、それと12人乗りのワゴン車がございます。ですので、今くじゃく荘にあります12人乗りのワゴン車の一回り大きい、座席は5列ありまして、そこに14人乗れるというものでございます。

あと、私の手元に写真があるんですが、詳しくお知りになりたいということであれば、後で見てもらえればいいというふうに思います。

それから、この14人乗りワゴン車の価格の件なんですが、予算では1台300万円の2台ということで予算計上しております。以上でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。山口議員。

1 番 山 口 今のに関連してですね、ワゴン車2台というのは新しく入れるということだと思うんですが、それだけ使用頻度が高いのかですね。現在の2台で足りないから入れると思うんですけれども、現在はですね、どのぐらい不足しているのかですね、2台の送迎です。逆に2台入れるように、それだけ多くの客があれば、先ほどの高以良議員の質問じゃありませんが、協定納付金の1,200万円、これを上げていいんじゃないかという発想が出てくるんじゃないかと思えますけれども、そこらまできちんと検証されてですね、備品として2台入れようと、非常にいろんな場で財政が厳しいと言われる中ですね、そこだけ入れて逆に言えば収入はまったく変わりませんよというのであれば、なかなか町民としては納得しづらいんじゃないかと思えますが、その点はどういうふうな検証をされたのかどうかお尋ねをしたいと思います。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 山口議員のご質問にお答えいたします。

今回の14人乗りのマイクロバスの購入につきましては、新規の購入ということにしております。現在、12人乗りのマイクロがあるわけなんですけど、これが老朽化して痛んでおるため、それを新たに買い換えるものでございます。

この車の配置につきましても検討いたしまして、先ほど、現在なんですけれども29人乗りのバスが2台、それと12人乗りのワゴン車が2台、しおさいの湯とくじゃく荘にあるわけなんですけど、その車の配車を見直しまして、今回、12人乗りのワゴン車を14人乗りに買い換えまして、今ある29人乗りのマイクロバスにつきましては、くじゃく荘のマイクロバスを1台、今ではないんですが、次の車検ぐらいと思うんですが廃車をしまして、車の台数を29人乗りのマイクロバス1台と14人乗りのワゴン車2台という体制で今後お客様の輸送を対処していくという考え方で計画したものでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認め、これで議案第23号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(14:14)

議 長 次に、議案第24号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」に対する質疑を行います。堀池議員。

7 番 堀 池 7番堀池です。昨日いただきました説明資料の中で質問します。

6行目の方に事業運営については供用開始区域内での未接続家屋などへの積極的な接続の指導、また、接続率の向上と使用料の徴収ということが書いてあるんですけども、実際、分担金がかかなり高いと、それから接続するのは高くて、かなり高齢者の世帯は、なかなか接続できていないんじゃないかと思うんですけども、現在の接続率等は把握されているのかなというのがありましたので質問いたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは堀池議員の質問にお答えいたします。

平成26年度末ですから、平成27年3月31日現在でございます。接続率イコール水洗化率というふうに表現しております。その水洗化率は63.0%でございます。以上です。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 27年3月で接続率が63%と。そうすると残りの37%が接続されていないことになるんですけども、この1年で37%のうち、どのぐらいアップしたのか、その点は分かりませんかでしょうか。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 水洗化率は人口で割り出しをいたしますので、現在での水洗化率は出しておりませんが、現在、約60世帯が27年度中に接続をされた世帯となっておりますので、平均しますと180名、3名掛けてですね、そのぐらいの増加になっているということでご理解いただきたいと思ひます。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、議案第24号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(14:18)

議 長 次に、議案第25号「平成28年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を行います。三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。私はですね、ここにも記載をしてありますが、第7次の拡張が終わるということで、今後起債償還が発生してくるというふうに思ひうんですね。しかしながら、28年度においては、料金の見直しと言ひますか、引き上げ、そういったものには触れられておりませんが、起債償還が始まってくる。そして水の需要についてもですね、年々減っているんじゃないかなという気がしてありまして、将来的にそういう料金に対してですね、跳ね返ってくるのがあるのかなと思ひますが、そういったことについては今後の見通しはどうなっているのかですねお尋ねしたいと思ひます。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは三岳議員のご質問についてお答えをいたします。

昨日配布いたしました資料の中で、4ページの5目総係費を見ていただければと思ひうんですが、ここの中に2行目の後ろの方からですが、アセットマネジメント策定業務という項目を入れさせていただいております。

実は、厚生労働省が平成25年3月に策定をいたしました新水道ビジョンにおいて掲げてあるものが、大きく3つの項目がございます。

一つが安全、これについては安心して飲める水道、適正な水質管理体制、それから強靱、これにつきましては危機管理に対応できる水道、それから適切な施設更新、耐震化。それと、三点目が持続、これは国ですから、国民から信頼され続ける水道、長期的に安定した事業基盤というものでございます。これを受けまして、国といたしましては、アセットマネジメントの策定をするようにということで求められております。

そこで、アセットマネジメントについて若干触れたいと思います。アセットマネジメントというのは、資産管理とも言われております。水道事業を持続可能なものとするために、中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するため、現有資産の状態、健全度を適正に診断、評価し、中長期の更新需要見通しを検討するとともに、財政支出見通しを踏まえた更新財源の各方策を講じることとされております。したがって、28年度に実施をいたしますアセットマネジメントの策定において、水道施設の更新についての方針を立て、それに必要な費用を算出し、さらに健全経営を図るための料金体系を求めていくものでございますので、アセットマネジメントの策定を終えた後に、料金体系等については考えていくこととしております。ですから、アセットマネジメントが終了した後は、皆さん方に一定のお示しができるものと思っております。以上です。

議 **長** 町長。

町 **長** 今、三岳議員からは、第7次拡張が終わって、これから起債償還が始まるんだ、だから今後の財政計画上、料金値上げなど検討しなくていいのかというような内容の質問でありまして、今、廣田課長が答弁したのは、ちょっと質問に対する視点がずれておりましたので、改めて私の方から補足をいたしますけれども、この事業につきましては、事業を計画する当初の段階で、この事業を行った後の財政運営にも示しておりますので、そういった中では現在の料金改定はしなくて財政運営はできるという表を示しておりますので、現時点ではそういった理解をしていただきたいと思います。以上でございます。

議 **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで議案第25号「平成28年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を終わります。

(14:25)

議 長 お諮りします。ただいま議題となっております平成28年度各会計予算については、さらに予算の編成状況、その他内容的に審査を加える必要があると思われますので、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第25号までの平成28年度各会計予算については、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定をいたしました。

予算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

予算審査特別委員会の委員は、ただいま配布をしました予算審査特別委員会名簿のとおり、議長を除く議員13人を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を予算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま設置しました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、この後、休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第一委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選していただきたいと思います。併せて、分科会審査区分等の決定もお願いします。なお、委員会での決定事項については、委員長から議長まで報告を願います。

議 **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 4 : 2 7)

(…休 憩…)

(1 4 : 3 9)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 **長** 予算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に村井達己委員、副委員長に高以良壽人委員、以上のとおりであります。

予算審査特別委員会での審査区分及び日程案については、ただいまお手元に配布しております予算審査区分表及び予算審査日程表のとおりであります。

予算審査特別委員会では、十分なる審査を行っていただき、本定例会最終日までに審査報告書の提出をお願いします。

議 **長** 以上を持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 4 : 4 0)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____